

法学会講演録

## 深海底の法的地位と資源開発制度(二・完)

金 永 明

1. 深海底の法的地位と資源開発制度  
一 問題の提起
- 二 深海底の法的地位に関する見解
- 三 人類共同財産原則の体系
- 四 結びに代えて(以上、第二八卷第二号)
2. 深海底の法的地位と資源開発制度(二・完)  
一 はじめに
- 二 第三次国連海洋法会議で深海底資源の開発方式への見解
- 三 深海底資源の開発制度の概要
- 四 中国と深海底制度
- 五 むすび

### 一、はじめに

国連海洋法条約の中で重要な制度の一つは深海底制度の創設である。深海底制度の設立の目的は、その資源の開発を平和的に利用することにある。第三次国連海洋法会議において、深海

底資源の開発制度をどのように規定するかが最も論議のある問題であった。つまり、会議での焦点は、誰が、どのように深海底の資源を開発することができるのかである。今回は、深海底資源の開発制度の概要を述べる。

### 二、第三次国連海洋法会議で深海底資源の開発方式への見解

第三次国連海洋法会議においては、深海底資源の開発方式について、三つの見解があった。

1 単一開発方式。発展途上国は深海底資源を国際管理のもとに開発し、その利益を発展途上国に特別の考慮を払って締約国に配分することを提案した。これは深海底資源は人類の共同財産であるという特徴にも合致するだけでなく、国際経済の新秩序の設立にも貢献できるのである。しかし、当時、この考えは国際管理のもとで深海底資源の開発を行う条件(例えば、財政の面、技術の面)を整えてはいなかった。結局、深海底資源の開発制度において、単一開発制度は採用されなかった。

2 国際登録方式。先進国は、深海底資源の開発能力がある国家の企業は、自国の認可により国際機構に通知し、登録すれば、深海底資源を探索と開発の権利を持つと主張した。この見解は、

国際組織の権限を縮小させることを目的とし、公海自由の原則に基づく発想である。勿論、多国の反発を招いた。

3 国際許可方式。先進国は、深海底資源を探索し開発する能力のある国家の企業は、国際機構に申請し、一定の手続きを踏まえたうえで、国際機構の許可を得ることによって、深海底資源の探索と開発活動を行える旨と主張した。この見解も国際機構の権限を制限する目的で、公海自由の原則の変形であると発展途上国は批判した。結局、国際許可方式も海底制度に採用されなかった。

第三次国連海洋法会議において、各国の深海底資源の開発方式への主張を調整するために、国連海洋法条約はアメリカの提案で深海底資源の探索と開発のパラレル方式を導入した。つまり、国際機構の事業体が自ら開発を行うほか、国際機構の認可を得て、締約国または締約国の保証する企業も開発を行うことができるというパラレル方式を採用することにより解決が図られていた。例えば、国連海洋法条約第一五三条第二項。深海底資源の開発パラレル方式の条件として、先進国は深海底資源開発活動の関連技術の移転、人員の訓練などに協力することを承諾した。また、国連海洋法条約は定期的な再検討と再検討のための会議を用意した。例えば、国連海洋法条約第一五四、一五五条。

### 三、深海底資源の開発制度の概要

国連海洋法条約の深海底資源の開発制度は、次の三つの段階(過程)に分けることができる。

#### (一) 深海底制度の創設

深海底制度についての内容は、国連海洋法条約の第十一部(深海底)、その附属書三(概要調査、探索及び開発の基本的な条件)、附属書四(事業体規程)に規定されている。主な内容は次の通りである。

1 資源開発の主体。国連海洋法条約は深海底資源の開発制度のパラレル方式の具体的な定義に欠けているが、この条約の規定から読み取れることは、深海底資源開発の主体は事業体、締約国または締約国の保証する企業と事業体の提携の形で開発することができるという点である。例えば、国連海洋法条約第一五三条第二項は、深海底における活動は、第三項に定めるところに従って次のものが行う。(a)事業体、(b)機構と提携することを条件として、締約国、国営企業又は締約国の国籍を有し若しくは締約国若しくはその国民によって実効的に支配されている自然人若しくは法人であつて当該締約国によって保証されているものと並びにこの(b)に規定する者の集団であつてこの部及び附属書三に定める要件を満たすものと規定している。

2 開発の管理機構。国連海洋法条約は深海底活動を管轄の機構——国際海底機構(以下に、機構という)を創設した。例えば、国連海洋法条約第一五六条第一項は、この第十一部の規定に基づいて任務を遂行する国際海底機構を設立すると規定している。

(1) 機構の構成。すべての締約国は、締約国であることによつて機構の構成国となる。機構の所在地は、ジャマイカとする。機構は、その任務の遂行のために必要と認める地域のセンター又は事務所を設置することができる。例えば、国連海洋法条約第一五六条第二項、第四項、第五項。

(2) 機構の性質。機構は、締約国が、特に深海底の資源を管理することを目的として、第十一部の規定に従つて深海底における活動を組織し及び管理するための機関である。機構の権限及び任務は、この条約によつて明示的に規定される。機構は、深海底における活動についての権限の行使及び任務の遂行に含まれ、かつ、必要である付随的な権限であつて、この条約に適合するものを有する。例えば、国連海洋法条約第一五七条第一項、第二項。

(3) 機構の原則。主な原則は次のものがある。  
第一、主権平等の原則。機構は、そのすべての構成国の主権平等の原則に基礎を置くものである。

第二、義務の誠実履行。機構のすべての構成国は、すべての構成国が構成国としての地位から生じる権利及び利益を享受す

ることができよう、第十一部の規定に基づいて負う義務を誠実に履行する。例えば、国連海洋法条約第一五七条第三項、第四項。

(4) 機構の機関。機構の機関は、三種類に分けられている。

第一、機構の主な機関。機構の主要な機関は総会、理事会及び事務局を設置する。例えば、国連海洋法条約第一五八条第一項。

第二、機構の特殊機関。機構は、事業体を設置する。事業体は、機構の機関であり、深海底における活動を直接に行い、並びに深海底から採取された鉱物の郵送、製錬及び販売を行う。例えば、国連海洋法条約第一五八条第二項、第一七〇条第一項。

第三、機構の補助機関。機構は、必要と認められる補助機関については、第十一部の規定に基づいて設置することができる。機構の主な機関——理事会の機関として経済計画委員会、法律・技術委員会を設置する。例えば、国連海洋法条約第一五八条第三項、第一六三条第一項。

また、機構の主な機関と事業体との関係については、次のように規定が置いてある。つまり、機構の主な機関及び事業体は、与えられた権限の行使及び任務の遂行についてそれぞれの責任を負い、各機関は、当該権限の行使及び任務の遂行に当たり、他の機関に与えられた特定の権限の行使及び任務の遂行を害し又は妨げるような行動を回避する。例えば、国連海洋法条約第

一五八条第四項。

(5) 機関の権限。国連海洋法条約における機関の機関の権限について、複雑な規定が置かれていた。ここに重要と思われる機構の理事会、事業体の権限などだけを取り上げる。

第一、理事会の構成、手続と権限。国連海洋法条約の規定によれば、理事会は、総会が六つのグループから選出する機構の三六の構成国で構成される。理事会の構成国の選出は、総会の通常会期に行われる。各理事国は、四年の任期で選出される。理事国は、再選されることが出来る。各理事国は、一の票を有する。理事会の手続問題についての決定は、出席しかつ投票する理事国の過半数による議決で行う。実質問題についての決定は、出席しかつ投票する理事国の四分の三以上の多数による議決で行う。ただし、当該多数が理事国の過半数であることを条件とする。理事会は、機構の権能の範囲内のあらゆる問題又は事項について、機構の従うべき個別の政策及びこの条約に即して定める権限を有する。また、理事会の活動の範囲内で生じる法律問題に関して、理事会の要請に応じて海底紛争裁判部は勧告的な意見を与える。例えば、国連海洋法条約第一六一条、第一六二条第一項、第一九二条。

第二、事業体の性質、構成と権利。事業体は、機構の国際法上の法人格の枠内で、附属書四の規程に定める法律上の能力を有する。この条約、機構の規則及び手続並びに総会の定める一般的な政策に従って行動し、かつ、理事会の指示及び管理に服

する。事業体はその任務の遂行に必要な資金、技術を供与される。事業体は、深海底における活動を直接に行う。事業体は、総務会、事務局長及びその任務の遂行に必要な職員を有する。また、事業体は、深海底のいかなる部分についても深海底における活動に関する業務計画の承認のための申請を行うことができる。さらに、締約国・企業に対して、事業体の行う開発を容易にする観点から、強制的な技術移転の義務が課され、機構の認可を得て深海底活動を続けるうえでは、機構に対して高額の支払義務を課されることになっていた。例えば、国連海洋法条約第一七〇条第二項、第一七〇条第四項、附属書四第一条第一項、第四条、第五条、第一三条。

3 開発主体の権利と義務。事業体、締約国及びその他の主体は、深海底における活動に関する業務計画の承認のための申請を機構に対して行うことができる。承認された業務計画は、機構の規則及び手続に従い、業務計画が対象とする鉱区における特定の種類の資源を探索し及び開発するための排他的権利を操業者に与える。また、これらの主体が深海底資源の開発を行う場合、深海底から得られる資源と同種の資源を陸上で生産している国の経済を保護するために、機構が定める年間生産上限枠を守ることを、収益の一定割合を機構に拠出することが求められた。同時に、締約国・企業に対して、強制的な技術移転の義務が課された。さらに、契約者（機構によって認められた開発主

体が行う深海底における活動の場合には、業務計画は、契約の形を取る。例えば、国連海洋法条約第一五三条第三項。は、業務計画の承認のための申請を処理するための手数料を払い、契約の効力発生の日から一〇〇万米ドルの年間固定料金を支払い、商業的生産の開始の日から一年以内に選択による機構に対する財政上の貢献も課された。つまり、契約者には三種類の料金・財政貢献の支払い義務が課されていた。例えば、国連海洋法条約附属書三第三条第一項、第四項、国連海洋法条約第一五一条、国連海洋法条約附属書三第一三条、第五条。

## (二) 深海底制度の修正

以上の深海底制度に対して、米国をはじめとする先進諸国は、深海底制度に不満を持ち続けた。具体的に言えば、先進諸国は深海底制度の理事会の権限の弱さ、契約者の財政負担の重さ、技術移転の強制などに不満があった。これらの諸国は、対策として、国内法の整備と深海底資源の開発に資金と技術を持つ国家間に公海自由の原則に基づく条約を締結した。これによって、国連海洋法条約の深海底制度の実現が不可能になってしまいう可能性があった。したがって、深海底制度を改正する緊迫性が出てきた。

1 修正の条件。深海底制度に対して、修正の理由は、次のものが挙げられる。

第一、経済的な理由。深海底資源の市場価格の低迷により、実際の開発は当初の予想よりも大幅に遅れることが現実になった。つまり、経済的な観点から、深海底資源の開発の即時化が必要ではなくなつた。

第二、政治的な理由。ソ連、東欧諸国が崩壊し、いわゆる市場指向型のアプローチに依拠する傾向が強まり、機構に強い権限を与える中央統制型の制度を条約発効の当初より維持する必要はないと考えられるようになった。また、発展途上諸国が、深海底制度の実質問題の修正に対して態度を緩和し、積極的な意見を打ち出した。

第三、条約体制の要求。国連海洋法条約への先進国の参加を得て、その普遍性を高める必要がある。特に、条約によって設立した国際海底機構、国際海洋法裁判所、大陸棚の限界に関する委員会などは、発展途上諸国の代表だけで構成すると、これらの組織の構成の普遍性、運営の経費にも問題が生じる。よって、先進諸国の主張を入れて、深海底制度の見直しをする必要があった。

第四、条約体制外のニーズ。米国をはじめとする先進諸国は、深海底資源の開発に対して、公海自由の原則に基づく国内法と関連条約の制度と、国連海洋法条約の深海底制度との間に紛争が生じる場合、解決の方法を統一させる必要性が出てくる。このため、これらの国は深海底の資源を開発するために、深海底制度の修正にも積極的な対応が要求される。

第五、事務総長の提言。一九九〇年七月一九日にテクエヤル国連事務総長の提唱によって、深海底条項を再検討するための非公式協議が開始され、二期十五回の非公式協議を経て、国連海洋法条約第十一部の実施に関する協定（以下、協定という）が、一九九四年七月二八日に再開第四八回国連総会に総会決議の附属文書として、賛成一二一、反対なし、棄権七で採択され、条約へ先進国が参加するのを拒んできた障害が除去されたのである。つまり、国連事務総長の提唱のもとに開催された深海底条項を再検討するための非公式協議によって、深海底制度の修正が加速された。

2 協定の内容。協定は本文十条と附属書九節からなり、協定の内容は深海底制度の実質問題と、条約に伴って発効させる手続問題とに分けることができる。

(1) 手続問題。手続問題は協定の本文に規定している。協定に重要と思われるものは、次のものがある。

第一、条約と協定の関係。協定の締約国は、協定に従って条約第十一部の規定を実施する。協定と条約第十一部は単一の文書として一括して解釈され、かつ、適用され、両者に抵触がある場合には、協定が優先する。例えば、協定第一条第一項、第二条第一項。

第二、協定の効力。協定の採択後は、国連海洋法条約の批准書、正式確認書または加入書は、協定に拘束されることについ

ての同意の表明とみなされ、いずれの国も、条約に拘束されることについての同意を確定しない限り、協定の締約国になることはできない。例えば、協定第四条第一、二項。この協定は、一九九六年七月に効力を発生した。

(2) 実質問題。実質問題は、協定の附属書に規定している。附属書は、協定の不可分の一部を成す。例えば、協定第二条第二項。以下に、国連海洋法条約の深海底制度に関する実質条項に照らして、協定の実質問題を概要する。

第一、機構の機関設置の問題。協定は財政委員会を増設し、経済計画委員会と事業体を設置しないと定めた。経済計画委員会の任務を理事会が別段の決定を行うときまで又は開発のための最初の業務計画が承認されるときまで、法律・技術委員会が代行し、機構の事務局は、事業体が当該事務局から独立して運営を開始するまでの間、事業体の任務を遂行する。例えば、協定附属書第一節第四段、第二節第一段。財政委員会は、財政事項について適当な資格を有する一五人の委員で構成され、委員は五年の任期を有する。財政委員会における手続問題についての決定は、出席しかつ投票する委員の過半数による議決で行い、実質問題についての決定は、コンセンサス方式によって行う。例えば、協定附属書第九節第一、四、八段。協定の規定によれば、例えば、協定附属書第九節第七段、財政委員会の総会または理事会への勧告事項は次のものがある。すなわち、

(a) 機構の機関の財政上の規則と手続の案、機構の財政管理

と機構の内部の財政運営。

(b) 機構の運営予算に対する構成国の分担金の額の決定。

(c) すべての関連する財政事項。

(d) 運用予算。

(e) 協定と深海底条項の実施から生ずる締約国の財政上の義務、機構の資金支出をとまう提案と報告が運営と予算におよぼす影響。

(f) 深海底活動から得られる利益の衡平な配分に関する規則と手続、ならびに、その配分に関する決定。

つまり、財政委員会に対して、機構の機関の財政規則、構成国の分担金、機構の年次予算案を含む財政事項、締約国の財政上の義務、深海底活動から生じる経済的利益の衡平な配分に関する規則などに関して報告を行う権限を付与した。すなわち、機構の予算、財政問題などに対して、財政委員会は、最も強力な機関で、財政委員会の構成と決定方式から見れば、先進国利益の保護が確保された。

第二、先行投資者保護の問題。国連海洋法条約は、この条約の採択以前に一定水準以上の資金を投下して深海底における活動を行ってきた企業を先行投資者に指名して、条約発効とともに条約に規定された開発制度へ円滑に移行させるような、過渡的な探査制度を設立することになったのである。協定は、準備委員会に対して登録を済ませた主体を「登録された先行投資者」とし、準備委員会に対して登録を行っていない主体を「未登録

の先行投資者」としている。国連海洋法条約の規定に基づく制度においては、登録された先行投資者は、条約が発効しかつ準備委員会が決議Ⅱ（先行投資保護決議）を遵守している旨の証明を行うとき、探査のための業務計画を機構に申請することができる。証明国が条約の締約国である場合には、機構はこの申請を自動的に承認しなければならない。例えば、決議Ⅱ八(a)これに対して、未登録の先行投資者は、このような特権を有しないことになっていた。これらが無差別かつ衡平に取り扱うことを確保するため、協定では、探査のための業務計画の承認申請は、法律・技術委員会からの報告をうけて理事会が検討する。未登録の先行投資者から出された探査のための業務計画の申請に対して、必要な資格を保有していることを保証国が証明するときには、業務計画承認のための必要な資格を満たしているものとみなされる。つまり、先行投資保護決議の規定にかかわらず、未登録の先行投資者と登録済の先行投資者は平等に待遇されることになった。例えば、協定第一節第六段(a)(i)、(a)(ii)また、国連海洋法条約においては、業務計画の申請を保証できる国は締約国に限られていたが、協定では、先行投資者は登録済、未登録にかかわらず、締約国だけでなく協定の暫定的適用国または機構の暫定的な構成国であっても良いことになった。例えば、国連海洋法条約附属書三第四条第三項、協定第一節第六段(a)(iv)つまり、協定では、業務計画申請の保証国の範囲が国連海洋法条約より広い。

第三、意思決定と理事会の権限の問題。国連海洋法条約において、理事会は、機構の権能の範囲内の問題または事項について、機構の従うべき個別的政策を、総会が定める一般的な政策およびこの条約に即して定める権限を有する、という権限配分を定めていた。例えば、国連海洋法条約第一六二条第一項。これに対して、協定では、機構の一般的な政策は総会が理事会と協力して定めること、総会は、理事会が権限を有するあらゆる事項、または、運営、予算もしくは財政に関するあらゆる事項について決定を行う場合には、理事会の勧告に基づいて行うこと、総会が理事会の勧告を受け入れない場合には、その事項を理事会に差し戻し、理事会は総会が表明した意見に照らして再検討することに修正したのである。例えば、協定第三節第一、四段。すなわち、協定は理事会の権限を強化した。

また、国連海洋法条約において、総会は、深海底活動から得られる利益の配分、ならびに、二〇〇カイリ外の大陸棚の開発利益の一部拠出に関する規則と手続を、理事会の勧告に基づいて審議し承認するが、総会は理事会の勧告を承認しない場合には理事会に差し戻し、総会が表明した意見に照らして再検討することを規定していた。例えば、国連海洋法条約第一二六〇条第二項(i)。これに対して、協定では、機構の一般的な政策は、総会が理事会と協力し、理事会が権限をもつあらゆる事項について、以上の手続を適用することを明確にしている。例えば、協定第三節第一、四段。すなわち、協定では、理事会の勧告事

項を拡大した。

総会の意思決定手続について、国連海洋法条約において、総会の手続問題についての規定は、出席しかつ投票する構成国の過半数による議決で、実質問題についての決定は、出席しかつ投票する構成国の三分の二以上の多数による議決で行われることになっていた。例えば、国連海洋法条約第一五九条第七、八項。協定では、原則として機構の機関の意思決定はコンセンサス方式によって行うべきであるとしているが、コンセンサス方式によって決定を行うためのあらゆる努力が払われた場合には、総会における投票による決定は、手続問題については出席しかつ投票する構成国の過半数による議決で行い、実質問題については条約第一五九条第八項の規定に従い、出席しかつ投票する構成国の三分の二以上の多数決で行うことにした。例えば、協定第三節第二、三段。

理事会の意思決定手続について、国連海洋法条約においては、手続問題についての決定は出席しかつ投票する理事国の過半数による議決により、実質問題についての決定は、問題の重要性に応じて、理事会の過半数を含む出席しかつ投票する理事国の、それぞれの三分の二以上、四分の三以上の多数の議決およびコンセンサス方式による議決で行われることにしていた。例えば、国連海洋法条約第一六一条第八項。これに対して、協定では、理事会において、コンセンサス方式によって決定を行うためのあらゆる努力が尽くされた場合には、手続問題の投票による決



定は出席しかつ投票する理事国の過半数による議決で行い、実質問題の決定は、条約でコンセンサス方式によることを定めている場合を除いて、出席しかつ投票する理事国の三分の二以上の多数決による議決で行われる。しかし、決定には、(a)から(c)までの各チエンバーならびに(d)と(e)を一緒にした理事国の集団から成るチエンバーのいずれにおいても、各チエンバーを構成する理事国の過半数による反対がないことを条件にする。理事会は、決定を行うにあたり、機構のすべての構成国の利益を促進するよう努力する。また、コンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われていないことが明らかなる場合には、理事会は、交渉を促進するために決定を延期することができる。例えば、協定第三節第五、六段。つまり、理事会の意思決定手続には、各チエンバーは集団的な拒否権を持つことになったのである。

第四、再検討会議の問題。国連海洋法条約では、最初の商業的生産が開始されてから一五年が経過した年に、深海底資源の探査および開発に関する条約上の制度が、所期の目的を達成したかどうかを再検討するための会議を招集することを定めている。例えば、国連海洋法条約第一五五条第一項。これに対して、協定では、再検討会議に関する第一五五条第一、三、四項の規定の適用を廃止し、また、再検討会議までの間の改正提案を禁止した第三一四条第二項の規定にもかかわらず、総会は、理事会の勧告に基づいて、いつでも深海底資源の開発制度の再検討を行うことができる。条約の深海底条項と協定の規定の改正に

ついては、条約の他の規定の改正に関して定められた手続に従って行われることにした。ただし、条約第一五五条第二項に定める原則、制度その他の条件は、維持されるものとし、また、同条五項に規定する権利は、影響を受けないものとする。例えば、協定附属書第四節。その結果、協定では、総会による改正案の採択には理事会の勧告を必要とするので、理事会の意思決定にはチエンバー投票制度が適用されるため、先進国に不利な改正が行われることを阻止できるのである。

第五、技術移転の問題。国連海洋法条約は、契約者が深海底における活動を行うにあたって使用する技術を、事業者が公開の市場で一般に入手することができないときは、それを事業者に提供する義務を負うこと、留保鉱区で操業する開発途上国に対しても同じ義務を負うことを規定していた。他方、事業者との合弁事業においては、技術の移転は合弁事業の合意に従って行われることを定めていた。例えば、国連海洋法条約附属書三第五節第三、六項。これに対して、協定では、技術の強制的移転に関する附属書三第五節の規定は適用しないと明確に定めている。事業者は当初の深海底における探鉱の操業を合弁事業によつて行う。例えば、協定附属書第五節第二段、第二節第二段。これによつて、技術移転の問題は、合弁事業の合意に従つて入手されることで一応解決された。こうして、協定によつて、先進国が、市場経済の原則に合致しないと非難してきた技術の強制的移転の問題が解決された。そして、締約国と契約者は、事

業体または開発途上国が必要な技術を公開の市場で入手困難な場合には、それを公正かつ妥当な商業的条件で入手できるように、協力する義務だけを負うことにとどまったのである。すなわち、締約国と契約者は技術の移転に対して協力の義務だけを負うことになったのである。

第六、生産政策の問題。国連海洋法条約においては、深海底から採鉱されるものと同種の鉱物を陸上で採掘している開発途上国に対して、深海底からの新しい供給源の登場によって経済的な悪影響をうけることを回避するために、最初の深海底からの商業的生産の開始から二五年間を暫定期間として、その間における深海底資源の生産量を、過去一五年間のニッケルの消費の増加率の六〇％に制限する生産政策を採用していた。例えば、国連海洋法条約第一五一条。これに関して、協定では、機構の生産政策が市場経済の原則に基づくことを明確化し、次の原則を挙げた。すなわち、

- (a) 深海底資源の開発は、健全な商業上の原則に従って行われる。
- (b) ガットの規定が、深海底における活動に適用される。
- (c) ガットにより認められる場合を除いて、深海底活動に対して補助金を交付してはならない。
- (d) 深海底から採取された鉱物と他の供給源からの鉱物との間に差別を設けてはならず、深海底鉱物に関し市場へのアクセスに優遇措置をとってはならない。

(e) 機構が承認した開発のための業務計画は、毎年の子想生産量を明示する。

(f) ガットにかかわる紛争の解決には、ガットまたは海洋法条約の紛争解決手続が用いられる。

(g) ガットに違反する補助金などにより被害をうけた締約国は、理事会に対して適当な措置をとるよう要請することができる。

また、契約者が、ガットに違反する補助金の交付をうけた場合には、深海底活動に関する契約の基本的な条件に違反したものとみなされる。いずれの締約国も、(b)から(d)の義務違反があった場合に前記(f)、(g)の紛争解決手続に訴えることができ、(b)から(d)に反する活動につき理事会の注意を喚起することができる。機構は、業務計画の承認に関する規則・手続を含む、生産政策の改正に伴う前記の諸規定の実施を確保するための規則と手続を作成することになった。この結果、条約の第一五一条第一項から第七項及び第九項、第一六二条第二項(q)、第一六五条第二項(n)、附属書三の第六条第五項及び第七条の規定は適用されないことになった。例えば、協定附属書第六節第一、三、四、五、六、七段。このようにして、協定によって生産認可のための申請者の選択に関する規定が廃止されたので、機構による認可は先願順によることになったのである。

第七、経済援助の問題。国連海洋法条約は、深海底開発によって鉱物価格の下落や輸出量の減少のため、輸出所得または経

済に深刻な悪影響をうける開発途上国に対して、総会が補助制度を設け、経済調整援助措置を講ずることを規定している。例えば、国連海洋法条約第一五一条第十項。これに対して、協定では、深海底の商業的な開発が遠い将来のことになったので、現時点においてそれによって生ずる経済的な悪影響を予測することは困難であるので、打撃をうける発展途上国に対する経済援助に関する機構の政策の基本原則をあげるにとどめている。例えば、協定附属書第七節第一段。この協定の規定から見れば、経済的な悪影響をうける陸上生産途上国に対する援助は、市場経済原則に反する補助制度から、機構の財政の範囲内で処理される援助金へと変更されることになったことが分かる。これによって、機構の経済援助への財政負担が減少された。

第八、契約の財政的条件の問題。国連海洋法条約では、深海底における活動の契約者は、鉱物資源の探査または開発の契約が発効した日から一〇〇万米ドルの年間固定料金を支払い、そのうえ、商業的生産の開始後には、生産賦課金または年間固定料金のうち、いずれか高い額の方を支払うことになっていた。例えば、国連海洋法条約附属書三第一三条第三項。これに対し、協定では、業務計画の承認申請を処理するための手数料を、探査と開発のいずれか一の段階の申請処理のために課することにし、その額も五〇万米ドルから二五万米ドルへと半減させることにした。また、契約の財政的条件に関する附属書三の第一三条第三項から第十項までの規定を適用しないことにした。

さらに、協定では、機構が契約の財政的条件についての規則および手続を作成の六つの原則も示した(例えば、協定附属書第八節第一、二、三段)。すなわち、

- (a) 機構に対する支払制度は、契約者と機構の双方に公正なものとし、契約者が遵守しているか否かを決定する適切な手段をそなえるものとする。
- (b) 支払料率は、同種鉱物の陸上採鉱の支払率の範囲内とする。
- (c) 支払制度は複雑なものであってはならず、また、多額の手務費を要するものであってはならない。選択的な支払制度が採用された場合には、契約者が自己の契約に適用される方式を選択権利を有する。
- (d) 年間固定料金は、商業的生産開始の日から支払うものとし、その額は理事会が決定する。
- (e) 支払制度は、事情の変化に照らして定期的に改定することができるが、いかなる変更も無差別的なものとし、変更には契約者の同意が必要である。

(f) 以上の原則に基づいて作成される規則の解釈・適用に関する紛争は、条約に定める紛争解決手続に従うものとする。

以上の協定の規定は、特に契約財政的条件の規則の作成原則に、契約の支払制度の採用または変更などに対して、契約者の意見を尊重している。協定の深海底制度の修正により、条約において契約の発効日から課されることになっていた年間固定

料金は、商業的生産が開始される日から支払うことに変更されたので、契約者の負担が大幅に軽減されることになった。契約の財政的条件の修正は、深海底資源の開発に有利であろう。

3 協定の役割。協定は、深海底制度に関する先進国の主張を入れ、採択されてから、一定の効果があった。例えば、国連海洋法条約の締約国は、現在、一四八国になり、協定の締約国は一二二国になった。つまり、協定の採択により、国連海洋法条約の普遍性が高まったといえよう。

### (三) 深海底制度の実施と発展

深海底制度は、準備委員会により実施させ、また、機構により、発展させた。勿論、準備委員会の深海底制度の実施作業は、協定の採択の以前に既に開始し、時間的な交差があるが、ここに準備委員会の深海底の実施と機構の深海底制度の発展と並列した。

1 準備委員会の貢献。国連海洋法条約決議 I (国際海底機構及び国際海洋法裁判所のための準備委員会の設立) によって設立した準備委員会において、設立の期間(一九八三年から一九九四年まで)に深海底制度の発展に貢献したものととして、次のものがある。

(1) アルサ諒解の採択。準備委員会は一九八六年二月に、アル

サで四カ国の深海底の鉱区に対する衝突の諒解を採択した。つまり、決議 II による申請登録鉱区に関する諒解である。アルサ諒解は、フランス、日本、ソ連の深海底における探査と開発の鉱区面積を指定し、例えば、これらの三カ国は自分で鉱区を五〇三三万平方キロメートルの指定を認め、七点五万平方キロメートルの残りは準備委員会が指定する。これによって、三カ国間の深海底鉱区への主張を解決した。アルサ諒解の内容によれば、準備委員会の指定鉱区面積が国連海洋法条約により減少し、機構の保留鉱区の中で最も良い地区の面積が全体の三分の一にすぎない。また、以上の三カ国は、国連海洋法条約に鉱区の放棄もしないことになっていた。理由は、これらの国が七点五万平方キロメートルしか登録していなかったからである。しかし、アルサ諒解の採択により、深海底制度の登録の条件を整え、深海底制度の実行に一步踏み出した。

(2) 決議 II の実施に関する声明の採択。一九八六年九月に、準備委員会は決議 II の実施に関する声明を採択した。この声明の最大の特徴は、深海底における活動の申請の登録時間と手続を明確に定めていた。この声明によって、申請国の登録が行われた。例えば、インド(一九八七年)、ソ連(一九八七年)、フランス(一九八七年)、日本(一九八七年)、中国(一九九一年)、ポーランドを代表する国際海洋金属聯合組織(一九九一年)、韓国(一九九四年)が登録していた。つまり、決議 II の実施に関する声明の採択により、深海底制度の登録が可能となったの

である。

2 機構の深海底制度の発展への成果。機構の深海底制度の発展への主な成果は、機構が二〇〇〇年七月の総会に、深海底多金属性の団塊の概要調査および探査に関する規則（以下に、「探査規則」という）を採択したことである。

(1) 「探査規則」の構成と適用範囲。「探査規則」は、序言と本文四〇条および四つの附属書から構成される。国連海洋法条約と協定に基づいて制定した「探査規則」は、深海底の多金属性の団塊の概要調査と探査だけに適用される。例えば、「探査規則」序言、第四〇条、勿論、この「探査規則」は、締約国の深海底の多金属性の団塊の概要調査と探査活動に効力も持つ。

(2) 概要調査と探査活動。「探査規則」では、概要調査と探査の活動を明確に定めている。例えば、「探査規則」第一条第三項。概要調査と探査の活動の最大な区別は、前者が深海底の多金属性の団塊資源に排他的権利を有しない、後者はこの資源に対して排他的権利を有する。

第一、概要調査活動の概要。国連海洋法条約附属書三第四条第一項によれば、条約の第一五三条第二項(b)の条件を満たすものは、概要調査活動を申請資格がある。申請手続きについては、まず、申請を機構に提出し、事務局長は申請者の申請書を登録する。そして、事務局長が申請書の内容を審査し、一定の期間内（一般には、申請を受けてから四五日以内）に結果を出す。

申請者は審査承認の通知を得てから、概要調査を行うことができることになっている。

概要調査者は、調査活動に当たって、次の義務がある。

(a) 申請義務。つまり、概要調査活動を事前に申請しなければならない。機構の事務局長の承認を得てから、概要調査を行うことができる。例えば、「探査規則」第二、三条。

(b) 通知義務。申請者は、概要調査に関する資料の修正を事務局長に通知しなければならない。例えば、「探査規則」第四条第三、四項。

(c) 報告義務。概要調査実施者は、事務局長に概要調査の状況に関する年次報告の義務、事故の報告義務、考古学上の物または歴史的な物の報告義務を負う。例えば、「探査規則」第五、七、八条。

概要調査に対して、事務局長は次の義務を負う。

(a) 確認と登録の義務。事務局長は、申請者の申請を日付し、登録の義務がある。例えば、「探査規則」第四条第一、二項。

(b) 理由の説明義務。事務局長は、申請者に対して審査承認の理由の説明する義務を負う。例えば、「探査規則」第四条第三項。

(c) 通知義務。事務局長は、概要調査者の身分と活動地域の位置を即時に機構のメンバーへの通知義務を負う。例えば、「探査規則」第四条第五項。

(d) 保密義務。事務局長は、申請者のいかなる資料を公開し

てはならない。例えば、「探査規則」第四条第五項。

(e) 報告と救済の義務。事務局長は、概要調査者の海洋環境損害への通知を受けてから、契約者と保証国に事故の通知を出し、即時に法律・技術委員会および理事会に事故を報告し、理事会を行動の以前に、実際の事情にあうかつ合理的な暫定的措置を取る義務を有する。例えば、「探査規則」第七条、第三二条第一、二項。

第二、探査活動の概要。探査活動を行いたいものは、機構に申請書を提出し、機構は、法律・技術の勧告を受けてから、探査活動を承認する。そして、探査活動者と機構と契約を結ぶ。以下に、契約者の権利と義務だけを述べることにする。

まず、契約者の権利が次の通りである。

- (a) 承認した地域への排他的探査権。
  - (b) 承認した地域における資源への探査の優先権。
  - (c) 司法救済方法の利用。契約者は、理事会が契約者の承認した地域資源の優先権を取り消す前に、国連海洋法条約第十一部第五節に定める司法救済方法を利用することができる。例えば、「探査規則」第二四条第三項。
  - (d) 探査期限の延長権利。契約者は、探査採業計画期限到来の六ヶ月前に、探査活動期限の延長を申請する権利を持つ。例えば、「探査規則」第二六条第二項。
- 次に、契約者の義務は、「探査規則」に基づいて、主に次のものがある。

- (a) 深海底における探査活動を承認した地域の放棄義務。
- (b) 深海底における資源の開発採業計画の申請義務。
- (c) 人員訓練方案の実施義務。
- (d) 審査のため関係資料の提出義務。
- (e) 審査の結果による探査活動方案の調整と説明義務。
- (f) 保証国の停止により一定の期間内に新保証国を見つける義務。
- (g) 不当行為による損害の責任義務。
- (h) 汚染と損害を処理する義務。
- (i) 環境基線データの収集とその対策の制定義務。
- (j) 深海底の環境特性に影響を与える地域および保全参照地域の勧告義務。
- (k) 深海底における考古学上の物および歴史的な物への保護措置を取る義務。
- (l) 法律・技術委員会の技術上もしくは行政上の勧告を受け入れる義務。
- (m) 国際司法裁判所または仲裁裁判所の判決を履行する義務。

3 機構の今後の主な任務。協定附属書第一節第五段に機構の十一項目の業務が列挙されている。深海底制度を組織・管理する機構の任務として、次の二種類の活動に分けることができる。

(1) 探査のための業務計画の承認に関する活動。即ち、機構の申請者の業務計画の承認、探査契約の監督権限を確実に履行することである。特に、現在、機構は探査者と七個の契約を結んでいる。「探査規則」によれば、契約者は、契約に基づいて年次報告書を提出する義務を負う。機構、特に法律・技術委員会は、深海底における契約者の探査活動を把握または監督するために、機構の主な任務の一つとして契約者の年次報告書を確実に審査すべきことである。

(2) 業務計画の承認に関する活動以外の活動。主な活動は、以下のものがあげられる。

第一、海洋科学的調査・研究などを重点に推進。機構は、深海底における海洋の科学的調査の実施を促進し及び奨励する義務を負う。例えば、国連海洋法条約第一四三条第二項、第二五六条。今後、機構は、科学的調査・成果を衡平かつ合理的に配分し、かつ深海底における活動を損害しないために、海洋科学的調査・研究の拡大及びその技術移転の具体的な措置を講じなければならぬ。特に、法律・技術委員会を中心に、深海底活動が海洋環境を評価するためのガイドラインの作成は急務になっている。また、深海底の活動に関する訓練活動の実施することも重要である。

第二、情報とデータの収集。機構は、各種の組織から提供したデータを収集し、利用し、または、締約国の情報とデータを機構の管理システムに入れるよう呼びかけ、特に、機構は、多

金属性の団塊の資源に関するデータを継続的に取り入れ、新資源のデータを収納する必要がある。また、情報の管理とセキュリティ確保のためのシステムの構築も確立していく必要がある。

第三、深海底における新資源探査規則の採択。二〇〇四年に、深海底の多金属性団塊以外の鉱物資源 (polymetallic sulphides and cobalt-rich ferromanganese crusts) の概要調査と探査に関する規則の草案が機構の法律・技術委員会により提出された。機構の任務としては、各国のこの新資源探査規則に対する意見を聞き、「探査規則」を参照し、新資源の特性を了解した上で、新資源探査規則の採択に力を入れなければならない。

#### 四、中国と深海底制度

中国は、国連に戻ってから、海底平和利用委員会においても、または第三次国連海洋法会議においても、深海底制度を積極的に支持し、国連海洋法条約に基づいて深海底における活動を誠実に実施している。

1 中国の深海底制度の実施過程。中国における深海底制度への実践は、三つの段階に分けることができる。

(1) 準備段階 (一九七八年から一九九〇年まで)。中国における深海底への実践は、一九七八年から始まる。つまり、一九七八

年四月に、「向陽紅五号」が太平洋の特定地域（深度四七八四メートル）に多金属性の団塊資源をサンプルとして採取した。そして、中国は、国務院の財政援助のもとで深海底の実施に取り組んできた。一九九〇年に、深海底を管轄する組織——中国大洋鉱物資源開発協会（以下に、大洋協会という）が発足した。この組織の主な任務は、他の関連機関と整合し、深海底の資源を開発の研究に専念することである。

(2) 収穫段階（一九九一年から一九九九年まで）。一九九一年、大洋協会の申請が準備委員会により承認された。つまり、中国は、深海底制度の第五番目の登録国となった。また、一九九九年までに、中国は、国連海洋法条約および「探査規則」に従って、承認された深海底区域の半分の面積を放棄した。

(3) 上昇段階（二〇〇〇年から二〇〇五年まで）。中国は、深海底の探査技術、運搬技術、探査設備の能力において、一定の成果があった。また、二〇〇一年に、中国大洋協会は機構と探査契約を結んでいた。特に、二〇〇四年に、中国は理事会の A グループのメンバーとなった。今後、中国の機構での役割が一層期待されている。

2 中国の深海底制度に対する主な任務。中国における深海底制度への主な任務は、次のものが挙げられる。

(1) 新資源に対する探査規則の制定への意見表明。中国は、機構の新資源探査規則への意見を提出するために、新資源の特徴

を把握し、探査の技術を模索しなければならない。特に、多金属性の団塊資源と比べて、探査制度、商業の開発の重要性、国際市場のニーズなどを考慮して、独自の意見が要求されている。

(2) 深海底資源の開発技術の研究。深海底制度を制定の最終的な目的は、商業的开发である。このため、中国は、深海底における資源開発技術の研究にもっと力を入れるべきである。

(3) 深海底における科学的調査の強化。中国は、深海底における科学的調査を強化し、特に、深海底地域の資源のデータを収集または分析することに集中する必要がある。

(4) 深海底から採取される鉱物の市場調査。中国は、深海底における商業的開発に先立ち、深海底から採取される鉱物を市場調査する必要がある。そして、中国の深海底制度に関する国内政策を制定し、機構にも意見を提供する任務がある。

(5) 深海底における実践活動の継続。二〇〇五年四月に、中国の「大洋一号」が深海底における資源の採取のために出発した。このような深海底への実践活動が今後も継続的に展開していくことが求められている。この目標を実現させるために、国際的な協力または国内の技術の開発、資金の援助が不可欠であろう。



## 五、むすび

深海底制度の商業的活動の実施は二十一世紀の二〇年代から開始することが見込まれている。このため、深海底における技術の研究・蓄積、深海底における資源の開発規則の整備などが必要であり、また、他の国の協力もしくは国際協力が不可欠である。特に、国連海洋法条約の深海底制度の人類共同財産原則のもとで、深海底における商業的活動を確実に展開していくことは何よりも重要であろう。

## 主な参考文献

- (1) 高林秀雄著『国連海洋法条約の成果と課題』東信堂 一九九六年
- (2) 山本草二著『海洋法』三省堂 一九九七年
- (3) 松井・佐分・坂元など著『国際法』(第四版)有斐閣 二〇〇五年
- (4) 田中則夫「深海底制度の設立・修正・実施」『海—日本と国際法の一〇〇年(第三卷)』(国際法学会編)三省堂 二〇〇一年
- (5) 林 司宣「国連海洋法条約第十一部に関する事務総長協議と実施協定」『国際法外交雑誌』九三卷五号(一九九四年)
- (6) 趙 理海著『海洋法に関する問題の研究』北京大学出版社 一九九六年
- (7) 李 步云著『国際海底と国際法』(北京)現代出版社 一九九七年

九七年

- (8) 中国大洋協会オフィス・国家海洋情報センター編『先行投資者の申請鉱区の登録について』海洋出版社 一九九八年
- (9) 朱 晓青主編『国際法』社会科学文献出版社 二〇〇五年
- (10) 劉 楠来・李 兆杰主編『中国国際法年刊』(二〇〇四)法律出版社 二〇〇五年